

枚方市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月28日

枚方市監査委員

勝 山 武 彦
久 野 邦 広
大 森 由紀子
鷲 見 信 文

1. 通知を行った者の氏名等
枚方市教育委員会委員長 記虎 敏和
平成26年3月25日付け教社ス第66号
「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日
平成26年3月25日

3. 監査の結果に関する報告
平成23年12月28日付け枚監査第172号
「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び指摘事項

《社会教育部 スポーツ振興課》

○ 野外活動センター管理運営業務について

野外活動センターの管理運営において、使用料の減免手続きが市の規則で定めている内容を逸脱して運用されている事例が見受けられた。

こうした事例の判断は以前に枚方体育協会が定めた内規に基づいて行われてきたが、この内規は、規則で明確に減免対象とされている「市または教育委員会の主催事業」を補足するものではなく、市民団体等の活動も含んだものとなっているため、結果として規則からは逸脱した事務処理になっている。

現在、減免対象としている一部の使用について、例えば警察学校の訓練中の一時使用やボランティアグループによる鳥類調査などが、本来の施設の設置目的に沿った使用となっているか、そのうえでの適切な使用料の減免であるか等、それぞれの使用実態の検証を行ったうえで規則等の整理をするよう指摘する。

あわせて決裁権者への事後処理となっている減免の手続きなど、事務処理フロー全体についても見直すよう指摘する。

(2) 措置内容

以下の内容について、平成24年3月28日に野外活動センター所長および公益財団法人枚方体育協会に対し指示を行いました。

野外活動センターの施設利用を目的としない立ち入り又は施設を通過する場合には施設利用に当たらないものとする。また、市規則の減免理由は、市又は市教育委員会が使用するときのみ全額減免としているのでそれを遵守すること。

平成25年度以降の対応については、野外活動センター受付マニュアルを作成し、施設の使用にあたらなない場合について明確化するとともに適切な運営に努めております。

また、減免処理の適正な運用に伴い、減免手続きはすべて事前の決裁処理を行っています。